

## 全国で指定が進んでいます

毎年、全国各地で多数の土砂災害が発生し、多くの人命が奪われています。近年では、平成26年の広島災害、平成29年の九州北部豪雨のように、過去にない集中豪雨により、土砂災害が発生しました。

土砂災害は多発化・激甚化の傾向にあり、対策工事等のハード対策にあわせて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策の充実が急がれます。

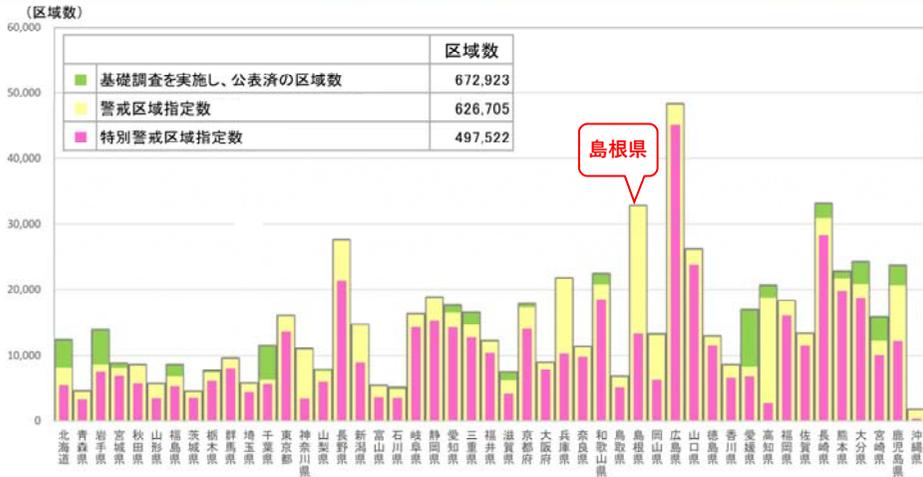
現在、各都道府県で土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の調査・指定が進められています。

平成26年広島災害



## 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和2年6月末時点)



## 法律や指定に関するご質問は

土砂災害防止法や指定、指定に伴う規制等の問い合わせは、下記までご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

島根県土木部砂防課総合土砂災害スタッフ TEL 0852-22-6785・6261  
 島根県松江県土整備事務所維持管理部管理課 TEL 0852-32-5734  
 松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL 0852-55-5397

土砂災害防止法に基づく

# 土砂災害特別警戒区域の指定

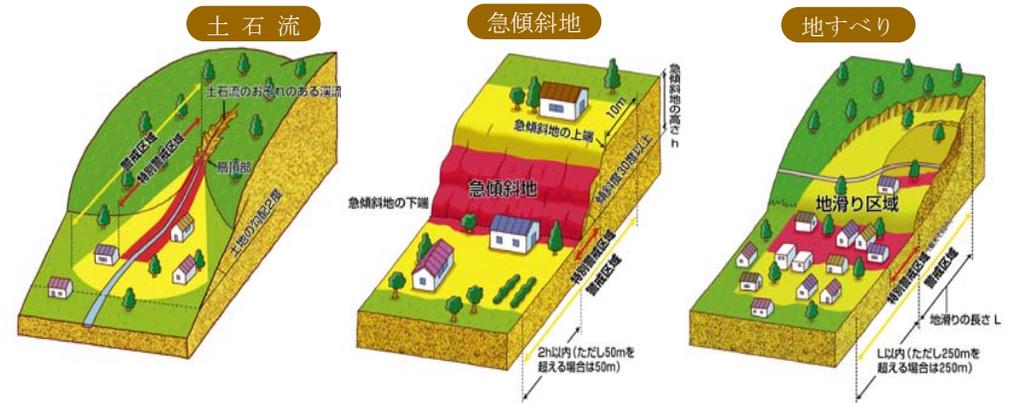
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成13年4月1日施行)

## 土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。現在、全国で土砂災害防止法に基づく区域の調査・指定が進められています。

## 区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象(土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり)について、2種類の区域(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域)を指定します。  
イエローゾーン レッドゾーン



### 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- 土石流
  - ・土石流の発生するおそれのある渓流において、土石流が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域
- 急傾斜地の崩壊
  - ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
  - ・斜面の下端から高さの2倍(最大50m)
- 地すべり
  - ・地すべりのおそれのある区域
  - ・地すべりのおそれのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲(最大250m)

### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命、または、身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の調査及び指定は当面おこないません。

## 区域に指定されると

### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では

島根県では、平成26年度に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の指定が完了し、下記の施策等が実施されています。

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置

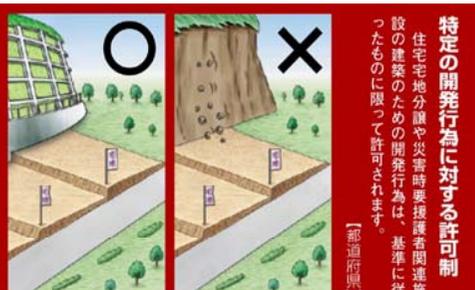


### 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)では、下記のとおり、ソフト対策が実施されます。

#### 1. 特定の開発行為に対する許可制

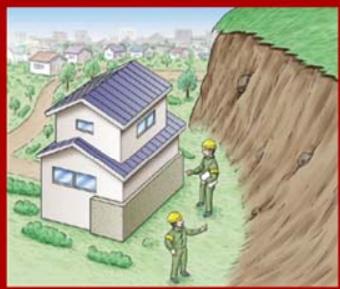
住宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることとなります。



**特定の開発行為に対する許可制**  
住宅地分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。  
【要配慮者】

#### 2. 建築物の構造の規制

住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。

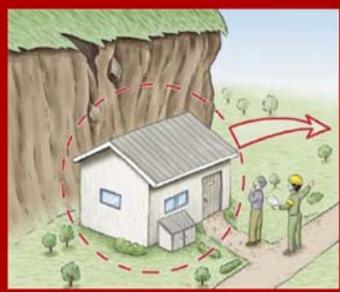


**建築物の構造規制**  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。  
【建築主事を置く地方公共団体等】

増改築・新築の場合に構造規制が適用されます。  
現在お住いの家屋には適用されません。  
内装改修の場合も適用されません。

#### 3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、その住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができることとなります。



**建築物の移転勧告**  
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。  
【要配慮者】

#### 4. 宅地建物取引における措置

宅地建物取引業者は当該宅地または建築物の売買等にあたり、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。

## 支援制度について

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内で新築や増改築をする場合に、建築基準法に基づいて壁の補強等を行うときは、補助を受けることができます。  
また、区域内にある住宅を安全な場所に移転する場合にも補助を受けることができます。

建築基準法に基づく壁の補強等を行う場合  
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

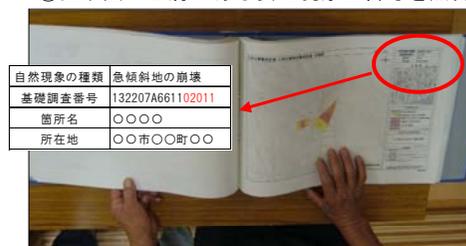
区域内の住宅を安全な場所に移転する場合  
住宅・建築物安全ストック形成事業

## 指定区域の確認の仕方

### ①大判図面で自宅の位置と番号を確認



### ②区域図の右肩にある表で現象と番号を照合

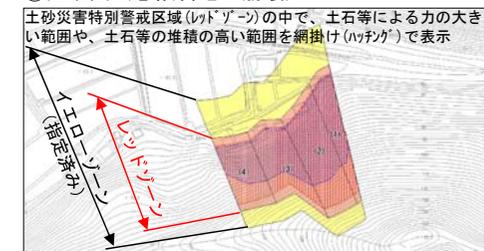


※島根県のホームページより

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定予定地(調査結果)は、市役所、町村役場、各支所、公民館、島根県の県土整備事務所で確認することができます。

また、島根県のホームページ「マップonしまね」でもご覧いただくことができます。

### ③区域図（急傾斜地の崩壊）



島根県トップページ → マップonしまね

土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域  
イエローゾーン レッドゾーン

土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果  
レッドゾーン

## 松江市の指定状況

### 土砂災害防止法に基づく区域指定状況

令和2年12月1日現在

市町村名	旧市町村名	土砂災害警戒区域指定済み数				土砂災害特別警戒区域指定済み数（指定予定数）		
		土石流	急傾斜	地すべり	合計	土石流	急傾斜	合計
松江市	松江市	263	994	39	1,296	118	977	1,095
	宍道町	150	262	11	423	48	262	310
	玉湯町	98	121	13	232	24	121	145
	八雲町	210	225	12	447	44	225	269
	鹿島町	102	143	8	253	3	142	145
	島根町	68	73	13	154	24	73	97
	美保関町	137	142	9	288	12	142	154
	東出雲町	98	156	5	259	18	155	173
	八束町	-	-	-	-	-	-	-
	小計		1,126	2,116	110	3,352	291	2,097

注)地すべりの土砂災害特別警戒区域は、今回指定しない